

令和6年度第3回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日 時 令和7年3月27日(木)午後3時00分から5時10分まで

2 会 場 千葉市役所1階 正庁

3 出席者

【委員】 岡本委員、清水委員、鈴木委員、住吉委員、高梨委員、武井委員、武村委員、
田畑委員、初芝副会長、藤田委員、松崎委員、山下会長
※15人中12人の委員が出席

【事務局】<第1部>

健康福祉部：白井部長

地域福祉課：中田課長、遠藤課長補佐、石原課長補佐、石川主査、富田統括主任

保護課：岡野課長

地域包括ケア推進課：渡辺課長

健康推進課：石原課長補佐

高齢福祉課：清田課長

市民自治推進課：古屋課長

各区保健福祉センター 中央区：市原所長、花見川区：古川所長、稲毛区：藤原所長
若葉区：風戸所長、緑区：鈴木所長、美浜区：内山所長

(関係者) ※千葉市社会福祉審議会条例第7条の規定による

千葉市社会福祉協議会：半沢事務局次長、内山地域福祉推進課長

千葉市社会福祉協議会各区事務所

中央区：森所長、花見川区：猪野所長、稲毛区：石本所長、

若葉区：吉田所長、緑区：打譯所長、美浜区：中山所長

<第2部>

保健福祉局：横田次長

保護課：岡野課長、前田主査

※傍聴人：前半、後半ともに0人

4 議 題

<第1部>

(1) 次期(第6期)地域福祉計画の方向性(素案)について

<第2部>

(2) 第3期千葉市貧困対策アクションプラン(最終案)について

5 会議の概要

<第1部>

(1) 次期(第6期)地域福祉計画の方向性(素案)について

事務局から資料1に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

<第2部>

(2) 第3期千葉市貧困対策アクションプラン(最終案)について

事務局から資料2-1～2-4に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

6 会議経過

(1) 開会

—第1部—

○事務局(石川主査)

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第3回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の石川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、2点ご報告がございます。

1点目は、会議の成立と公開について、ご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、委員総数15人のうち11人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、武村委員におかれましては、ご都合により少し遅れてのご出席とご連絡いただいております。また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

2点目ですが、配付資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。

配付資料につきましては、次第下部をご覧ください、ご確認をお願い申し上げます。

資料1、2-1から2-4まで、そして参考、冊子1冊となっております。

事前に送付させていただいたものから誤植等を若干修正しており、机上配付のものが正式なものとなります。

不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。

続きまして、本日の流れの説明をさせていただきます。

本日は審議事項が2件で、前半と後半の2部制とさせていただいており、途中休憩を含めまして、17時の終了を見込んでおります。

まず、前半につきましては、議題「次期(第6期)地域福祉計画の方向性(素案)について」ご報告させていただきます。

終了しましたら、10分間程度の休憩を挟み、事務局が交代します。後半につきましては、議題「第3期千葉市貧困対策アクションプラン(最終案)について」ご審議いただきます。

会議の途中で、事務局職員の入れ替えをさせていただくため、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の2に入りたいと思います。開会にあたりまして、保健福祉局健康福祉部長の白井よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（白井部長）

皆様、こんにちは。健康福祉部長の白井でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当分科会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より本市保健福祉行政に多大なるご支援ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして御礼申し上げます。いつも大変ありがとうございます。

さて、本日でございますが、先ほど司会からもご案内させていただきましたとおり、2部制とさせていただきます。

前半の第1部は、「次期（第6期）地域福祉計画の方向性（素案）について」ご審議いただきます。

本市の地域福祉計画は、平成17年度に策定、18年度にスタートしました花の都ちば支え合いプランが第1期の計画ですが、各計画の策定期ごと委員の皆様方には様々なご意見をいただきながら議論を重ね、策定してきたところです。またこれまでの間、平成29年の社会福祉法の改正によりまして、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定めるいわゆる上位計画として位置付けられたほか、令和2年の社会福祉法の改正では、本市でもただいま段階的に進めております重層的支援体制整備事業が創設されまして、包括的な支援体制の整備に関する事項は地域福祉計画に盛り込むべき事項の一つとして掲げられるなど、時代の流れとともに地域福祉計画の立ち位置やその求められる内容が変わってきております。

さらに地域に関わる課題につきましても大変多岐にわたってきており、時の経過とともに変化しております。これらのことから約2年後の令和9年度を初年度とする次期地域福祉計画につきましましては、地域の実情や社会の動向などを踏まえながら、計画策定を進めていく必要があると認識をしています。

本日は、配布しております資料「次期地域福祉計画の方向性（素案）について」をご説明させていただきました上で、皆様からご意見を頂戴出来ればと考えております。

第2部は、事務局を入れ替えさせていただきます、「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（最終案）について」、ご審議いただきます。

それでは、改めまして委員の皆様それぞれのご専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

それでは本日どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（石川主査）

それでは、次第の3「議題」に入りたいと思います。ここからは、山下会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（2）議題 次期（第6期）地域福祉計画の方向性（素案）について

○山下会長

それでは、次第に従いまして、これより次第の3「議題」に移りたいと存じます。

「次期（第6期）地域福祉計画の方向性（素案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中田課長）

地域福祉課長の中田でございます。よろしくお願いいたします。

私から次期地域福祉計画の方向性（素案）につきましてご説明をさせていただきます。

着座にてご説明させていただきます。

現在の第5期地域福祉計画につきましては、計画期間は令和8年度まで、となっているところでございます。令和9年度からの次期計画の策定に向けて、内容の見直しを図ってまいりたいと考えておりました、今回はその方向性について素案を作成しましたのでご意見をいただきたいと思っております。

なお、方向性の作成に当たりましては、各区支え合いのまち推進協議会（以下、「推進協」）の委員長や区の事務局を担っている高齢障害支援課、地域づくり支援課、そして社会福祉協議会各区事務所の皆様と話をしながら事務局でまとめさせていただきました。

今回が初めてお示しさせていただく機会となりまして、次年度以降に詳細を詰めていく流れを予定しております。

それでは、資料2ページをご覧ください。

まず、地域福祉計画の概要ということで改めて簡単にご説明をしますと、社会福祉法で策定が努力義務として定められている行政計画で、対象となる各分野別計画の上位計画である、と位置づけられております。図でいうと右側の図が個別計画と地域福祉計画の関係性を示したものとなっております。

地域「福祉」という名称から、福祉だけの計画と捉えられがちですが、決してそれだけではなく、地域の困りごと、いわゆる地域課題、と呼ばれる事象に対して、地域住民や行政、その他関係団体が一体となって取り組むべき内容をまとめる計画となっております。たとえば、地域の方が日頃取り組んでいらっしゃる、見守り・支え合い活動、居場所づくり、防犯・防災活動、といったものが具体的な取組み事例として挙げられます。

そういった内容が、本市においては、この資料の図のような形で落とし込まれておまして、左側の図の地域の取組みを記載する区計画と、それら地域の取組みを下支えする、あるいは市全体で整備するような基盤体制などについて記載する市計画、これら2つをあわせて、地域福祉計画、と呼んでおります。

続いて、資料3ページをご覧ください。

現在の本市地域福祉計画における主要課題についてですが、大きく3つ挙げております。

まず、(1) 地域の取組みの推進主体について、です。

冒頭申し上げたような、様々な地域活動を推進する中心的な主体を、現在の計画では、地区部会と明記して位置づけております。

地区部会にも地域力の差がございまして、一部の地区部会からは、あらゆる地域活動を網羅的に推進することに非常に苦勞されている、あるいは負担に感じている、というお声をいただいております。

下の「考え方イメージ」に記載させていただいた内容となりますが、あらゆる地域活動団体が地区部会の名のもとに集まり、プラットフォームとしての機能が成立している場合は、理想的な状態と言えるのですが、地域の成り立ちや担い手不足などの背景により、実際はそのような体制にはなっておらず、地区部会は自治会などの団体と横並び状態にある、といったお声が多く寄せられております。

そのような現状があいまって、地域福祉計画は推進主体である地区部会だけが関わる計画、地区部会ではない他の団体の方々にとってはあまり関係ない、といった雰囲気がある、ということが区との意見交換で改めて分かってきました。

地域福祉計画は地区部会だけが関わる計画ではなく、地域で活動するあらゆる団体が、自分たちにも関係あるもの、参画すべきもの、という意識をなるべく持っていただけるように工夫していく必要があると考えております。

そのため、地区部会への支援継続は第一のこととしても、これからは、地区部会の負担を減らしていくためにも、様々な地域活動団体とどのように繋がっていくか、という点の検討が大切だと感じております。

続いて、資料4ページをご覧ください。

注釈の、「また、個人主義の～」以降の部分ですが、近年は自治会や地区部会といった組織に属して何か活動をするというよりも、個人や近い間柄の仲間同士でサークルのような感覚で活動をする方も増えているような印象を受けており、たとえばお母さんたちで集まって、何らかの方法で資金調達をしながら子ども食堂を運営する、といった具合に、組織ではなく個別に自由に活動したいというケースが増えてきているのではないかと思います。

そのような時代の変化についても、計画中に取り込んでいき、地域活動の活性化に繋げていけたら、と考えております。

課題の2つ目ですが、市計画、区計画、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の関連性について、でございまして、行政が策定する地域福祉計画と似ているのですが、社会福祉協議会が策定する任意の計画で、地域福祉活動計画がございまして。

それぞれ似ているが関連性が見えづらい、というご意見を以前から頂戴しているため、次期計画では各計画の見直しが必要、ということに記載しております。

続いて、資料5ページをご覧ください。

最後の3つ目の課題、評価のあり方について、ですが、こちらも長年議論がなされておまして、特に地域の取組みについては、記載のとおり、評価基準が不明瞭、あるいは、そもそも地域住民の自主的な地域の取組みを評価すること自体が馴染まないのでは、といったご意見をいただいております。

続きまして、資料6ページをご覧ください。

これまでの内容等を踏まえた、次期計画の大枠の考え方についてご説明します。

まず、(1) 計画の構成について、ですが、1ポツ目にあるとおり、各分野別計画の上位計画として、内容の精査を行っていくとともに、2ポツ目、いずれの地域でも行うと整理される地域の取組みを抽出し、概要を掲載する案を検討しております。

これらを計画に書き表し、3ポツ目、それらを支える行政や社会福祉協議会の施策を掲載し、地域の取組みに紐づけて見せていければと思っております。

そして、4ポツ目、市全体の基盤整備に関わる内容を掲載し、5ポツ目で、重層的・包括的支援体制の構築、といった形で、地域共生社会についてまとめる、という構成案でございます。

続きまして、資料7ページをご覧ください。

(2) 各区支え合いのまち推進協議会の役割について、ですが

推進協には、地区部会のメンバーの方を中心に、区連協ほか様々な団体や民間法人なども参画していただいております。

地域で熱心に活動いただいている方が多く参加してくださっているのですが、現在は区計画の策定や進捗管理に時間を割かれてしまっており、本来の地域のプラットフォームとしての機能が薄れつつあることから、改めてその趣旨を発信していく必要があると考えております。

そこで、2ポツ目ですが、この推進協では、次期計画に掲載する共通的な地域の取組みを参考にしつつ、地域ごとの具体的な課題を話し合っていたいただき、それに基づく具体的な取組み事例を取り上げていただく、あるいは、実際取り組むにあたって困っていること、たとえば資金繰りのことですか、担い手の確保のことですか、そういったことを意見交換していただくことで、実のある会議になるのではと考えております。

そして、そのような議論の内容を、成果物として、「エリアごとの課題と取組み事例集」のような形でリーフレットやパンフレット等にまとめていただき、たとえば、区役所に配架して、市民の方に読んでいただくようなものが出来上がれば良いなと考えております。

最後に(3) 評価のあり方についてですが、

次期計画の取組みの評価は、まだ中身の詳細が決まっていないので、未定の部分も多いですけれども、基本的には、市民アンケート結果などのアウトカム評価をしていくことを検討しております。

続いて、資料8ページをご覧ください。

こちらは、今までお話してきた大枠を計画構成として落とし込んだスライドです。

左側に章構成、右側にイメージ図を掲載しております。

左側の表にあるローマ数字は第〇章、を表しており、第3章までは一般的なつくりです。

第4章から第6章で取組項目を記載していきまして、第4章は、先ほどご説明したとおり、取組

項目1-1の部分で、地域で取組む共通項的な内容を掲載し、取組項目1-2の部分で、それらの取組みに対する行政や社会福祉協議会の支援策を掲載します。右側の図で言うと、「地域」というテーブルで行うことの内容がIV-1、それらを下支えする行政等の取組をIV-2、と表記しております。

そして、行政/社会福祉協議会/社会福祉法人のテーブルで行う、市全体の基盤整備にかかる内容は第5章に取組項目2としてまとめており、各分野の相談体制の充実などを例に挙げております。

さらに、第6章、取組項目3として、重層的・包括的支援体制について書き込むことで、本市における地域共生社会の理念をまとめる形を考えております。

続いて、資料9ページをご覧ください。

こちらは、現在の第5期計画と次期計画の内容を章単位で比較したものととなります。

第5期における第4章「地域の取組み」と第5章「市の取組み」が、次期計画では取組項目1から3に分岐するイメージです。

続いて、資料10ページをご覧ください。

こちらは、現行の市計画部分について、変更箇所等をまとめたものです。

ここまで説明していない部分としては下から2番目の計画期間ですが、次期計画では令和9年度～令和14年度の6年間を検討しております。これは個別計画の主なものとして高齢者保健福祉推進計画等が挙げられますが、それらの計画期間3年間のものと合わせることを加味して、6年間としております。他の項目については説明を割愛いたします。

資料11ページをご覧ください。

こちらは、現在の区計画部分の変更箇所等をまとめたものです。

こちらについても、ここまでで説明させていただきましたので説明は割愛いたします。

最後に資料12ページをご覧ください。

今後のスケジュールですが、本日のこの第3回地域福祉専門分科会にて、方向性（素案）の協議を行い、来年度、再来年度の2年間で、次期計画策定の協議を進めてまいりまして、令和9年度から次期計画がスタート、という予定となっております。

なお、次期計画の策定に当たりましては、各区において地域の取組みを進めていただいている推進協の皆様にもご意見を伺いたいと考えておりまして、各区の委員長さんに臨時委員としてこの分科会に来年度からご参加いただく予定でございます。

説明は以上となりますが、最後に、次期計画は令和9年度からですのでまだ少し先ではありますが、委員の皆様のご意見を伺って方向性を定めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

上げます。

○山下会長

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○武井委員

私はこれまで、市の計画で決めた項目が実施されていないのではないか、評価についても、これまで実施している様々な分野の地域福祉に関する部分のみをピックアップしている感じですので、これは違うのではないかと分科会で何度も申し上げてきましたが、かみ合わなかったように感じています。今回、推進主体について地区部会以外の方を含めていくということで考えているようですが、遡りますと、第1期計画の中ではそのように様々な団体を含めていくという考え方で進めてきたはずですが、モデル事業を多く挙げて、それに対する支援も求めて、実施する団体に補助をしながら推進するという形で進めましたが、実際にはそういったモデル事業を出したものの、地区部会以外はほとんど実施できなかった状況でした。ごくわずかの地区部会以外の団体も地域の中の点でしかなく、面に広げることができなかったということがあり、第2期第3期で各区が足並みをそろえて地区部会主体という形にしたわけです。第1期計画では、各区の地域福祉計画が社会福祉法に基づく地域福祉計画であると明記して、実施すべき項目を3つ挙げていました。1つ目が地域福祉に関する基本的な理念や意味を明らかにすること、2つ目が各区の計画の自助共助を中心とした取り組みを支援する公的な施策であるということ、3つ目が地域福祉を推進するための基盤づくりであるということです。スタートしてからこれまでこういった考え方で見直しをしてきませんでしたので、ここで見直すことはいいと思いますが、地区部会が主体となっても実施できないところに公的支援として進めていくのが市の施策ではないのでしょうか。また、活動の推進主体に地区部会以外の方も含めて我がこととして動くような形にするのが一番いいと思いますが、そこをどういった形で進めていくつもりなのでしょうか。そこが難しいということで第1期計画から変更したものを昔に戻すような感じで記載されていますので、そのあたりの考えをお聞きしたいと思います。

○事務局（中田課長）

ありがとうございます。まず地区部会につきましては、地区部会のようなところが面的に進めるのが良いというのはおっしゃるとおりだと思います。地区部会を中心に地域活動を推進していくことについては、今回の素案の中で否定するものではありません。ただ地域によって地区部会がすべての地域活動を担える状況でないところもありまして、そういった部分を補う形で、様々な地域活動をしている方を取り込んでいくことは必要ではないかと考えています。

具体的にどう進めていくかは、現時点で細かい部分ができあがっているわけではありませんので、あくまでもそういった方向性で進めていきたいと考えているところです。もちろん地区部会が活動しやすいように支援を継続し、その上で今回お示した案は様々な方からの意見をお聞きして作成したところです。地区部会に絞って支援していけばいいという考え方には至りませんでした。地区部会を中心に進めていくことを否定するものではありませんし、地区部会以外の方も取り込んでいきたいという考え方です。

第1期計画の時の位置づけについては確認させていただいております、今回検討案で否定するものではありませんが、区計画か市計画かの分けをなくすことで、地域の取り組みを市が支えるという関係性がわかりやすくなると考えました。

○武井委員

地区部会は社会福祉協議会の趣旨に賛成して自主的に活動する団体という位置づけにしていますが、考えてみれば社会福祉協議会の目的といえば地域福祉の推進ですし、その趣旨に従って地区部会が推進主体となることはおかしくはない話ですが、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画があるためにかえってわかりにくい感じはします。そのあたりをすっきりすべきだと思いますが、問題となるのは、第1期計画ではできなかったために第2期第3期では各区で明確に推進主体を地区部会としたのにも関わらず、昔に戻して地区部会以外の方も含めることについて何か目途はあるのでしょうか。

○事務局（中田課長）

推進協自体が地区部会の方が中心になって集まっていたところですが、その推進協の中で地区部会だけでなく、そこに参加している他の方々の地域活動を出したり、推進協のメンバーとして新たに参加していただいたり、そのような形が理想ではないかと考えています。

○武井委員

地区部会主体でやらない限り面として活動できないと明確になったにもかかわらず、うまく進んでいないところがあるために第1期計画のように地区部会以外の方を含めていくことで改善を促進するのではなく、地区部会をより動きやすい形に変えることでそのような地区部会をなくすなど、そういった方向のアクションを起こそうとは思いませんか。

○事務局（中田課長）

地区部会を支援していくという方向性自体はこれまでもそうですし、今後も変わりませんが、他の地域活動を取り込んでいくことで、地域活動者全体が増えていけば、将来的に地区部会の担い手不足などの問題など、地区部会の支援にもつながっていくのではないかと考えたところです。

○武井委員

動きの悪い地区部会を支援できるようにシステムを見直すなど、そういった検討をなぜしないのでしょうか。

○事務局（中田課長）

今回の考え方で地区部会の将来の担い手についてもプラスに働くと考えました。地区部会の存続や課題についても解決していく形になればいいと思っています。

○山下会長

武井委員の問題も中核をついた内容ですが、来年再来年と少し時間をかけていきましょう。他にどなたかございますか。

○清水委員

先ほど、地区部会以外の団体という話がございました。私は花見川区ですが、花見川区では地区部会が消滅しているところやないところもあります。全部の地区に地区部会があれば地区部会主体で回っていくのしょうけれども、地区部会がないところもありますので、地区部会以外の団体も取り込んで、地域福祉活動をしていきたいと思いますということだと理解させていただきました。花見川区では地区により活動が異なりますので、一概に行政の指導の下にやりやすいようにというのは難しいと感じます。

○田畑委員

ご説明ありがとうございます。次期計画の全体構成の中を現行計画と比較すると、特に市の取り組みが細分化されて明確化体系化されたのは評価するところです。

この素案の方向性については十分理解評価したうえで、今後案、骨子などを作るうえでご配慮いただきたい点をいくつか述べさせていただきます。

まず地域の活動の評価の仕方についてはご配慮されたということは十分理解しました。

ただ地域の活動における課題については的確にとらえていただきまして、当局がしっかりと把握して施策に反映することをお願いします。

2点目ですが区ごとの計画と市の計画の統合については理解したところですが、地域特性というのはありますので、この部分については引き続きしっかり捉えていただきまして、今回ご提案いただいた地区部会以外の団体の取り組みについても工夫をいただきたいというのが2点目です。

3点目が今回独立して項目を持たれた重層的包括的支援体制、そして社会福祉協議会などがやられているコミュニティソーシャルワーカー、この取り組みについてはまだまだこれから重要性が高まり、それから支援体制の構築ということもまだ道半ばでありますので、この重要性が注目するところです。

計画自体は6年間ということで長期になりますが、次期計画の年度というのは高齢化も進みますし、これらの支援体制を構築する重要な時期となりますので、中間見直し後の計画の進捗ということをとらえられて、重層的包括的支援体制の拡充などが必要と判断された場合には適宜機能強化などを図りたいと申し上げたいと思います。

○山下会長

他にございますか。

さて少し時間がありますので確認をしながらですが、先ほどご挨拶いただいた際に社会福祉法改正がいくつか行われた中で、今回の次期計画についてはそこにも少し焦点を当てながら関係を図ろうという提案が一つの趣旨だったと思います。千葉市地域福祉計画は社会福祉法上の市町村計画に位置づきますので、基本は千葉市地域福祉計画という市としての計画ですが、先ほど武井委員がおっしゃったように区計画があり、市計画があるという二重構造的な位置づけというのは、都道府県地域福祉支援計画と市町村計画といった関係を千葉市においては市町村計画であるけれども、都道府県計画のようなつくりを試みたということが第1期第2期あたりの運用だったのかどうかを、当時の議事録ですとかで明確にしておいていただきたい。90～100万人都市ですので、一つ計画を立てて地域福祉が語れるかと言えばそんなことはありません。また、地域福祉はエリ

アといった圏域がすごく重要になります。圏域という小さい歩ける距離で支え合うという住民活動が成り立つためには、千葉市は67ぐらいの地区部会の構成で、さらに区計画があり、推進協があるという構造ですので、市計画と区計画があるという地域福祉計画のつくりは、なじむ時となじまない時が議論の中にあります。

千葉市自体の市計画の取組みの評価はどのようなものかと、武井委員のご質問は当然承知していますが、それは千葉市の予算事業といえますか、そうしたものの中の政策評価を行っているにとどまっています。第1期から第4期までの中で、今度は社会福祉協議会の地域福祉活動計画なのか、社会福祉協議会の行動計画なのか、社会福祉協議会に意見を求める場面を設けてこなかったため、市計画と社会福祉協議会の地域福祉計画が法定化される前から、社会福祉協議会で地域福祉を進めるため任意に全国的に作り上げてきた地域福祉活動計画の整備といったものも曖昧になってきています。それを今回の法律が改定された話と第1期から第5期までの状況を踏まえただうえで、前例踏襲ではない第6期を迎えてはどうかというのが今回事務局で整理された意見と思っています。要は地区部会や推進協や各区の地域福祉に関する取組みをどのようにするか、地区部会の整備については、地区部会が社会福祉協議会の組織構成の中に入りますので支援策を議論するのは当然いいと思いますが、社会福祉協議会の意見だけで進めていくことには、進行役としては副会長とも事前に検討しなければいけないことは社会福祉協議会の役職の方のお考えもあることと考えています。

もう一つだけ申し上げますと、高齢者関係・障害関係・子ども関係の各政策として充実特化していきますので基盤形成が図られると思いますが、上位計画である地域福祉計画との関係性を整理していかなければいけません。高齢者障害者の計画等で、サービス供給体制の整備や相談体制の整備は計画に盛り込みやすいですが、就労支援や働く機会を提供するための仕組みは、働こうとしている方の支援と働く人を受け入れるセクターの方々の取組みを加味していかないと就労支援が進みませんので、ただ就労と雇用の雇い雇われる関係を整理するのではなく、地元の産業や農業などの魅力的な特徴ある産業も千葉市らしく伸ばしていこうといった街づくりと紐づけてみたいと思いますが、そうしたものが市計画の中の上位計画に盛り込まれていくという次世代型計画にしていく着想もありますので、そのあたりを計画の中でどう整理していくのが論点としてあるだろうと思います。

一方で地区部会や今まで区計画で汗を流してくださっている方の役割やそれが引き続く可能性もありますので、地区部会や地域福祉を推進する市職員や社会福祉協議会職員の役割の充実を願いたいところです。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの団体として計画に盛り込むことや検討していくことが必要であるかどうかご意見いただければと思います。例えば武村委員におかれては、介護人材や担い手の問題は外国の方も入ってくるでしょうし、将来推計的に介護人材が千葉市でどれくらい足りなくなるかといった数値も出てくるでしょうし、介護保険制度の牽引によって市の助け合いも意識されながら地域包括の事業を進める中で、高齢者施策の現場でお考えのこと、地域福祉政策と協働していくことなどについて、何かご意見があればいただきたいです。

○武村委員

介護人材の関係で話をさせていただきます。今後、千葉市で介護人材が足りないというのは周知の事実で、市としても様々な人材確保の対策を打っている中で、おそらく今後外国人人材への

依存といいますか、助けを借りることが不可欠になってくると思っています。今後そういった方が増えていくとなった時に、外国人の方が地域の中で受け込めるような下地を調整することが必要になってくると思います。今後は必ずしも今までのように来てくれないということを考えると、外国人に選ばれる日本、地域とすることが必要になると思います。日本に来て暮らして働いてという中で、地域の中で、あらゆる意味で受け入れられているという感覚を持てるような、そういったものを地域福祉計画の一端として考えていかなければいけないと思います。

○山下会長

ありがとうございました。

一人暮らし高齢者が激増しておりますし、多死社会を迎えますので、そうした政策を高齢者計画で立てられるかと思いますが、地域福祉のセクターと運用していきますので、両計画にまたがることとなります。地域福祉計画では前から言っておりますが、人々のつながりも薄くなってきていますので、つながりの支援をつくっていくというのが高齢者計画ではさらに必要になっていきます。そうした点が千葉市の計画にしっかり書かれていることが上位計画としての役割ですので、そうしますと区計画といったものをどう扱うかが今回示されていて、それを今まで担われてきた方や汗をかいてこられた方がどう感じるか少し時間をかけて議論していくことがスタートだと思います。第1期から第5期までの状況を少し整理させてほしいことが次回以降出てくるかと思えます。

子ども関係で何かございますか。最近こちらの自治体ではありませんが、一般的な話で課題があるわけではなくて、お母さんがお風呂に入れるのがすごく大変で、そういうことについて着目しながら、お風呂といったものを見直していこうと、そんなことを考え始めている人たちもいます。個人の家族で生活が成り立つのが難しくなっている状況に着目して、子ども食堂が広まり、子どもだけではないつながりができたことがひとつの事例であるとしたら、また別の課題も見えてきて、ご高齢の方も家の中だと転倒が怖いので誰かがいる外でお風呂に入っているが、銭湯が減っているからお風呂に入るのが難しいといった方もいます。それを日常的に感じているのが障害のある方の日常生活そのものですので、そうした一つ一つのエピソードを踏まえて、公的なサービスとして保障していく観点と、市民が助け合っていく観点を合わせていくのが地域福祉計画の面白さかもしれません。

一方で地域福祉を進めるコミュニティソーシャルワーカーが重要で、他の計画では読み込んでくれませんので、地域福祉計画等でしっかり押さえていかなければいけません。90万人都市にどれぐらい地域のコミュニティソーシャルワーカーを置くかが議論で、地域包括支援センターや基幹型の障害者自立支援センター、生活困窮など様々な制度の中に位置づいていますけれども、全体的に地域のコミュニティソーシャルワーカーで見ていきたいと思いますということは、この会議で何度も言っておりますが、現実には制度の役割を果たすので手一杯という状況だと思います。社会福祉士会からするとこうした地域福祉のコミュニティソーシャルワーカーの千葉市における施策についてご意見等ありますか。

○岡本委員

千葉県社会福祉士会の岡本です。先ほどコミュニティソーシャルワーカーのお話があり、私も地域福祉の担い手が少なくなっていると思いますが、そういったコミュニティソーシャルワーカー

一の仕事ができる人、地域福祉に活躍できる人がどこかにいるかと考えておりました。特別養護老人ホームが増えていますが、運営する社会福祉法人が地域に貢献しているところはあまり見えてこないと思いました。地域のコミュニティスペースのようなものを設けていると思いますが、どれだけ地域で使われているか、地域に貢献できる社会福祉法人があってもいいのかなと考えました。もちろん施設の人材不足はあると思いますが、役割は担うべきだと思いますので、そういったところをもう少し活用していけたらと思います。

○山下会長

ありがとうございます。予算も厳しい中でどのように進めていくかということ、今ある資源をどのように生かしていくかの発想が重要ですが、社会福祉法人の経営と施設内部の収支バランスだけでうまくいくとは思っているわけではないでしょうから、地域展開を図らないといけないといった経営的な発想を持たないといけません。その時に地域のコミュニティソーシャルワーカーを雇用したいといったことを経営者の方は少なからず思うときがあると思うのですが、そのための育成基盤がなく、大学で育成のための取り組みもして見るのですが、なかなかマッチングできていない実態もあります。社会福祉法人の方々や地域包括支援センターや有料老人ホームの方々も、自分の経営だけでは成り立たないし、それだけでは存在意義が図れないと思っている方もいますので、地域福祉の千葉市人材をどう育成するかというのを地域福祉課が主幹となりつつ、他の部局とも連携し、千葉市の地域福祉計画の中にコミュニティソーシャルワーカーを育成していく基盤計画を立てることも考えてはいかがでしょうか。

高梨委員、何かございますか。

○高梨委員

以前、他市の社会福祉法人で働いていた時は地域のことに取り組んでおりましたが、千葉市では地域のつながりが非常に少なくなっていると感じます。市政だよりは点字がありますので市の状況がわかりますけれども、区の状況や区の計画案については何も届かないため、全く知りません。ですから大変申し訳ありませんが、市がどういったニーズを抱え、どんな状況にあるのかを想像するしかないのが現実です。

○山下会長

ありがとうございます。住吉委員何かありますか。

○住吉委員

私たちのボランティア団体で開催する懇談会で様々な意見が出ますが、その中で防災にも関係しますが、空き家問題が結構あります。団体の代表者やメンバーが高齢化していますが、代表者になった方のお宅には荷物や道具類、材料が全て保管されており、突然死などがあるとお宅に入らず、使うことができないということが現実には起こっています。倉庫のような保存場所は公的なところにはないため、法律的問題や防災の問題など色々ありますが、空き家を使用できたらいいなという意見が結構出ていました。

○山下会長

ありがとうございました。空き家や住まいの問題に関しても少しずつ片づけていく必要がございます。他にございますか。

○藤田委員

私は緑区のおゆみ野地区になりますが、私が育成委員会の会長になった3年くらい前に地域運営委員会がなくなっていました。地域運営委員会の議事録には、各団体から自分の団体の活動で精一杯だといった意見が多く出ており、地域運営委員会自体も形態化していた部分はありましたが、子ども向けの活動をしている団体と高齢者向けの活動をしている団体が顔を合わせる機会がそこでしかありませんでしたので、なくなってしまうのはすごく不安でした。コロナが収束してすぐということもあり、団体の活動自体も難しい状況でしたので、そういった議論になってしまったところではありましたが、なくしてしまうというのが怖くて、なくなったものを立ち上げるのはすごくエネルギーがいることですし。その時に思ったのは、なくすという議論になった際に、その席に区の職員の方もいらっしゃいましたが、全く介入してくださらなかったんです。皆さんが感情的になってしまって、誰もファシリテートできる人がいませんでした。私も議論の中にいながら何かしたいとは思っているのですが、経験がなく、私の言うことが火に油を注ぐことになってしまわないかと思い、何も言えなかったのがすごく心残りでした。もう少しそこに行政が第三者的な立場で仕切っていただけたらと思いますし、先ほどの山下会長のそういったことができる人材の育成は私も望むところですし、そういう方があまりいないと思います。できれば若い方々に担って欲しいと思っておりまして、学生さんに関わることもあり、地域に関して興味のある若い方が以前よりいるかなという印象があります。そういった方々をどんどん地域に巻き込んで、自分たちを育ててくれた地域に恩返ししたいと思ってくれる若い人たちが増えてくれるといいなと思うので、人材育成が取組みに入ってくると、未来が見えていい気がします。簡単ではないですが、地道な活動が必要だと思います。

○山下会長

私の淑徳の教え子も他の自治体に受かりましたが、千葉市に勤めていますので、愛着と申しますか、今の若者にもそういうものが表現される形はいいですね。鈴木委員何かございますか。

○鈴木委員

私は地区部会の代表としてこちらの会議に参加しておりますが、地区部会だけでは大変な気がしておりまして、3ページに記載のあるように「地区部会のみでは地域活動を網羅的に推進することが困難な実情を抱えているエリアも存在している」というのはそのとおりでして、地区部会長の方も自分たちがやりたいようにはなかなかできないのが現状です。3ページの左側のイメージのように社会福祉協議会の地区部会が中心になって、その他の団体が参画していけば、かなりいいイメージができると思います。

私は町内自治会にも参加していきまして、そうすると色々と見えてきて、お互いに協力し合っていこうというような感じも出てきますので、考え方のイメージは間違っていないと考えています。

○山下会長

ありがとうございました。松崎委員何かございますか。

○松崎委員

私は淑徳大学に勤めてから社会福祉関係の様々な行政のお手伝いをしてきました。千葉県下のいくつかの市町村の様々な仕事をしてきましたが、千葉市は政令指定都市に移行してから非常に規模が大きいということで難しさを感じています。振り返ってみますと地区部会をつくる時は社会福祉協議会のお手伝いをしていて、千葉市を回りながら地区部会をいくつにするか、地区割りをどうするか検討した記憶があります。あんしんケアセンターの仕事を担当している時もあんしんケアセンターの地区をどうつくっていくか、あんしんケアセンターをどこにおくか、大体人口2万人の足場のいいところ、高齢者も利用しやすいところにつくっていかうと地区割りをしてきましたので、緑区から花見川区、美浜区まで足を運ばせていただいていたいました。

そういった様々な施策がいわゆる計画行政に変わっていき、様々な計画の中で地域福祉計画が上位計画という形で網羅していくこととなった時に、この地域福祉計画が担当している規模の大きさと課題の重さがあるわけですから地域福祉計画はすごく大変だと思いますが、これまでも介護保険等や障害者事業を含めて、課題にはデータの蓄積があります。あんしんケアセンターでいえば約30か所から毎年どういった課題があるのかデータが出ていますし、非常に難しい課題には重層的支援体制をつくりながら、できるだけ寄り添い型で解決していこうというような組織がようやくできてきたと思っていますが、これまでの地区で抱えている課題を6区に分けた段階で、見えるように6区の中でのデータの蓄積と課題、そして地区部会の人たちが取り組みやすい区の支えが必要だと思っています。あんしんケアセンターの中にはコミュニティソーシャルワーカーとのつながりがあって、その方々がどのように地域の中で活動の芽を育てるように、あるいは組織連携できるように活動しているか、残念ながら見えませんので、この地区では子ども食堂をつくっているとか、ここには外国人のための組織をつくって活動しているとかデータの的にはわかってきてはいるのですが、地区の中で全体が見えるようになっていく必要があると思っています。

また、地区部会のみでは地域活動を網羅的に推進することが困難な実情を抱えているということで、従来の組織形成ではなく、もう一つ上意下達的な活動にどうしても陥りがちですけれども、ボランティアやNPOも様々に増えており、様々な活動をしている方がいらっしゃるのです、そういった方々の組織も地域の中で育てていくような地域計画になればいいと思っています。

さらに、私は社会福祉法人の理事をしています、千葉市は特別養護老人ホームなどの施設を建てる時に地域交流スペース分の予算をとっており、災害時の福祉避難所として備蓄もしていますが、地域の人たちが集まる食事会や談話会はコロナ以降途絶えてしまったということもあるのではないかと、社会福祉法人がもっと地域貢献と言われていることをどのように地域活動の中でやっていけるか、もう少し見えるようになっていただきたいと思っています。

○山下会長

ありがとうございました。次回の会議にあたりましては、資料の6、7ページの次期計画の考え方の大枠をさらに進めていくこと、市計画/区計画の分けをなくして一体的に策定すること、各区支え合いのまち推進協議会の役割を再周知していくこと、そして地区部会は地域の取り組みの推進主体として引き続き捉えていくことだと思います。地区部会は約50名の福祉活動推進員という仕組みをつくったうえで構築されていると思いますが、市社会福祉協議会は政令指定都市社会福祉協議会ですので、区社会福祉協議会を社会福祉法人化して区社会福祉協議会という形で6

区つくることが可能ですが、千葉市の前例でいいますと仙台市が区の法人化をしておらず、千葉市もそのような体制となっています。そこに地区部会の活動がある中では、ただ区の計画としてではなく市の計画として地域福祉活動計画があるわけですから、4ページの市／区／社会福祉協議会の各計画の関連性については、計画策定において議論せざるを得ないと思いますので、社会福祉協議会へのヒアリングやご意見をいただくことが必要になるかもしれません。

最後に初芝副会長、いかがでしょうか。

○初芝副会長

資料3ページに、これまでの地区部会への支援に加えて、これからは地域共生社会の理念を踏まえと記載されていますが、先ほど清水委員から地区部会のないエリアがあるというお話がありましたし、地域運営委員会の解散というお話もありました。地域で活動する方はすごく限られていて、同じ方が色々な役を担っているケースが非常に多いと思っています。次期計画はかなり先になりますので、さらに年齢が引き上がっていくことは間違いないでしょうし、65歳までが当たり前になって70歳までとなっていくと、今以上に担い手不足が加速することが心配されます。ただ、活動する気持ちがある方はいらっしゃると思いますし、様々な企業でも副業を認める時代になってきており、法的にも多面的に動けるような社会になっていかざるを得ない状況の中で、その中の一つに地域福祉活動を何とか入れ込みたいということで、現役で働いている方も参加できるような団体の育成といいますか、例えば手段の一つとしてICTを活用して、必ずしも会社を休んで集まらなくてもある程度課題の共有ができて、自分はこのことができますとスマホベースで提案や話し合いができるといったことを、計画の中で一つの事例として検討されてはいかがでしょうか。

○山下会長

予定の時間を大幅に超過しましたが、ご意見を一通り承ったところで、事務局におかれましては各位の意見を踏まえ次回以降よろしく願いいたします。続きまして、次第の4「その他」に移りたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（中田課長）

地域福祉課中田です。

参考といたしまして、こちら重層的包括的支援体制の中の中核的存在である福祉まるとサポートセンターの直近の相談対応状況を机上に配付させていただきましたので、ご説明はこの場では割愛させていただきますが、ご確認いただければと存じます。以上です。

○山下会長

こちら前回資料説明いただきましたが、本日は資料だけとなります。

対象問わず様々な相談を受けているということで、こちらも計画に生かしたいと思います。それでは事務局にお返しいたします。

○事務局（石川主査）

たくさんのご意見ありがとうございました。16時35分から後半の議題に入らせていただきます。

貴重なご意見ありがとうございました。それでは休憩に入らせていただきます。

—第2部—

○事務局（前田主査）

お待たせいたしました。

私は、これより司会を務めさせていただきます保護課の前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の再開にあたり、改めて、会議の成立について、ご報告させていただきます。

千葉県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、委員総数15人のうち12人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、再開にあたりまして、千葉県 保健福祉局 次長の横田よりごあいさつ申し上げます。

○事務局（横田次長）

千葉県保健福祉局次長の横田でございます。

改めまして、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第1部に引き続きご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今回第2部ということで、議題は、「第3期千葉県貧困対策アクションプランの最終案について」になります。

経緯を申しますと、昨年11月に原案についてお示しさせていただきました。

そこでいただきましたご意見を踏まえたものでパブリックコメントを昨年12月から今年1月にかけて実施させていただきました。そこで貴重なご意見をいただきましたので、文言と表現の精査をさせていただき、今回反映させていただいたところです。

また来年度、もうすぐですが、新しい取組として、住居確保に関する給付金の拡充ですとか、家計改善の支援員の増員ですとか、そういったことを市として取り組んでまいりたいと思っています。

また中学校を卒業した生活保護受給世帯に対し、学習のみならず就職など進路選択の支援というものも来年度から始めていきたいと思っております、こういった新しい事業につきましても今回このプランに盛り込ませていただきました。

今回このアクションプランにつきまして、皆様の専門的な立場からご意見を伺ったうえで、最終案を決定していきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

○事務局（前田主査）

それでは、次第の6 議題に入らせていただきます。引き続き、山下会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(3) 議題 第3期千葉市貧困対策アクションプラン（最終案）について

○山下会長

かなり時間が押しております。17時に終了ということは今から事務局の説明が10分ほど、そのあと質疑応答でご協力いただきたいと思います。

それではアクションプラン最終案の説明をよろしくお願いします。

○事務局（岡野課長）

保護課の岡野です。

第3期千葉市貧困対策アクションプランについて説明させていただきます。

お手元の資料につきましては、事前配布させていただいた資料に誤字・脱字や表現の修正を行っておりますので、机上配布しました資料が正式なものとさせていただきます。

今回は、11月にご審議いただきました原案を先ほど横田の方からもご説明させていただきましたようにパブリックコメントを実施いたしました。このパブリックコメントにおきまして3名の方から19件の意見をいただきました。そこで、より市民にわかりやすいプランとすべく、内容を精査いたしましたので、ご意見の主なものを中心にご説明させていただきます。

なお、いただいた意見は、趣旨を損なわない形で整理又は要約したものとさせていただいております。また、本プランとは直接関係がないと考えられる意見につきましては、記載を省略させていただいております。

説明は、お手元の資料2-2「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（案）に対する意見の概要と市の考え方」を基にして進めて参りますが、意見の対象となるページを記載しておりますので、資料2-3「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（案）」も一緒に参照してご覧いただければと存じます。

1ページの3番目、4ページの13番目及び14番目のご意見につきましては、文言に関する指摘でしたので省略させていただきます。

また、4番目のご意見につきましては、質問者様の制度に関する誤解に基づいた指摘であったため、説明を省略させていただきます。

1ページ目の2番目のご意見をご覧ください。プランの該当ページは、1ページ目でございます。

意見の内容としては、「相対的貧困率」に関する説明の注釈をつけてほしいというご意見でした。本文の2ページ目に記載している図による説明のみではわかりづらいため、1ページの下部に注釈をつけることといたしました。内容につきましてはご覧いただければと思います。

続きまして、2ページ5番目の意見をご覧ください。プランの該当ページは15ページでございます。

フレイルの改善やさらなる進行の予防について、「早期に適切な改善がなされるべきです。」という表現に対し、主体を明確にした表現にすべきではないかとのご意見です。

このご意見につきましては本計画の主体が市であることがわかるように表現を改めました。

続きまして、6番目の意見をご覧ください。プランの該当ページは17ページから20ページ目までですが、主に部分は17ページでございます。

意見の内容としては、①地域の様々な目による見守り支援が必要なことに対し、継続的支援ができないのは何故か、②本人は困りごとを感じておらず、相談につながらない場合とはどういう場合か、という説明がない状態では記載内容が適切か否か判断が困難というご意見です。

この2つのご意見に対して1つ目の継続的支援につながらなかった理由としては次のような場合が考えられます。まず新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の社会福祉協議会の取り組みとしての生活福祉資金の特例貸付がありました。この貸付を申請する場合は生活自立仕事相談センターへの相談が必要でした。このため申請者が多かったことからセンターの新規相談受付件数が増加しました。

こういったことにより様々なきっかけで生活困窮に陥ってしまう世帯が多いことが確認された状況でしたが、制度を活用することによって、当面の生活状況は改善されたことにより、支援が途切れてしまう事例が多くありました。こういった地域活動の困難な状況において、陥った場合につきましては世帯の変化に気づきにくい状況が発生してしまうことがあります。

そういったことから平時から支援の必要性の有無を継続的に確認していく必要があると考えています。

そのためには地域の方々による様々な目で見守っていく必要があると考えており、WEBアンケートにおいて、WEBアンケートは、今回実施しました各設問単独や全体傾向をもって分析することはいたしますが、過去のアクションプランを策定した際にも同様の調査を行っております。そのため、市民意識の変化などを把握することなどにも活用して参ります。

2ページ、7番目のご意見につきましては、第2期プランの柱における「包括的・早期的な支援に向けた取組み」において、「自ら支援を求める力が低下している方」が相談に至っていないことを想定しており、支援を届けるためのアウトリーチを実施しました。そのため、市の支援につなげていくための取組みを引き続き実施して参ります。なお、6番目の時と同じ趣旨でしたので、説明を省略させていただきます。

3ページ、8番目の意見をご覧ください。プランの該当ページは、35ページでございます。

意見の内容としては、相談センターの出張相談の場所として、スーパーマーケットや民間マンションや管理組合の協力を得て実施する方法を提案したいというご意見です。

出張相談を実施する場所につきましては、各生活自立・仕事相談センターにおいて、過去の相談実績を基に、生活に困窮している世帯が比較的多いと考えられる場所や、相談実績が少ない場所、保健福祉センターには来所しにくい場所などで実施しています。

市内の商業施設のスペースを間借りして実施していることもありますので、引き続きより効果の高いと考えられる出張相談場所を検討しながら実施して参ります。

9番目の意見をご覧ください。プランの該当ページは40ページでございます。

予防的施策の充実について、世帯主の傷病が、市民全体の貯蓄の減少や喪失の主要因ではない

のではないかというご意見でした。

当該資料は、生活保護の申請理由を国の統計調査用の資料をまとめたものです。生活困窮の相談窓口に来所する方は、生活保護の窓口よりも多様な相談理由で相談にいらっしゃるため、生活保護の申請窓口と必ずしも傾向が一致するものではないと考えていますが、生活自立・仕事相談センターの役割の一つとして、生活保護に陥らないように支援をしていくことも重要であると考えています。そのため、予防的施策として、傷病状態に陥るリスクを低減させるための取組みを推進することは、重要だと考えております。

続きまして、4ページの10番目の意見をご覧ください。プランの該当ページは、47ページでございます。

まず、前期プランから継続した柱である「包括的・早期的な支援に向けた取組み」や「地域づくりのための取組み」に加えた「多機関が機能的に連携するための取組み」が新規取組項目ではないかというご意見でした。

また、それに合わせて、「包括的・早期的な支援に向けた取組み」や「地域づくりのための取組み」に新規の取組みがないというのは、市としてのレビューが足りないのではないかというご意見でした。

生活困窮者自立支援法の改正において、関係機関等の連携強化が明記されたことを受け、第2期プランで「包括的・早期的な支援に向けた取組み」の中の一つの取組項目としていた「相談機関の連携強化」を、生活困窮者自立支援制度における「多機関が機能的に連携するための取組み」という「柱」として位置づけ、加えることとしました。

一方で、ご指摘のとおり「包括的・早期的な支援に向けた取組み」については、拡充とした取組項目があるものの、新規の取組項目はない状況です。

新たに記載することとした取組項目はありますが、既に本市で取り組んでいたため、本プランの整理では新規の取組みとはいたしませんでしたが、困窮対策との関連の中で新しい取り組みが実施できるように実施して参ります。

また、「地域づくりのための取組み」についても同様に拡充とした取組項目はありますが、こちらも新規の取組項目はありません。生活困窮者の課題は複合化しており、支援対象者を取り巻く環境を作っていく地域づくりは非常に重要です。しかし、本人の課題解決に時間を要してしまうことやコロナ対応も加わり、地域づくりの重要性を認識しつつもなかなか取組みが進められていない状況であったため、本プランでは既存の取組みを着実に進めていく方針といたしました。

なお、本プランの35ページ以降で紹介しているとおり、生活自立・仕事相談センターが全区設置となったこともあり、各センターが受託法人としての強みを生かした地域づくりの取組みを実施しています。今後は、その好事例を全センターで共有することにより、全センターで一丸となって地域づくりを実施して参りたいと考えております。

4ページ、11番目のご意見をご覧ください。プランの該当ページは53ページと78ページですが、78ページでご確認いただければと存じます。

LGBTに対し、市が窓口を設ける必要がないというご意見、また、LGBTと貧困の関係が結びつかないというご意見でした。

まず、市がLGBTの窓口を設ける必要性についてですが、今まで市では「女性相談」や「男性相

談」を実施して参りましたが、LGBTの当事者にとっては、これらの窓口は「女性」や「男性」用の相談窓口として捉えられてしまい、相談しにくい状況が見受けられたことから、令和元年からLGBT専門の相談窓口を設け、性の多様性に理解のある相談員が、性自認等に起因する様々な相談に対応しております。

次に、LGBTと貧困の関係が結びつかないというご意見に対してですが、生活困窮者自立支援制度は、いわゆる「制度の狭間」に陥らないように、断らない相談支援の実施が求められているところです。何が生活困窮の端緒になるかわからないことから、様々な相談を生活困窮につながる可能性があると考えており、アンテナを広げるために本プランに掲載いたしました。現状この窓口から生活困窮の相談につながったという事例はありませんが、掲載することは重要だと考えています。

続きまして、12番目の意見をご覧ください。プランの該当ページは53ページと80ページでございますが、80ページでご確認いただければと存じます。

生活保護対象は国民であるため、外国人相談窓口の対象者について、受付時に身分証の提示を義務化してほしいとのご意見です。

外国人相談窓口は、生活困窮に限らず、医療、介護、就労、子育て、日本語教育等生活全般に関する相談を受け付けております。本市で生活に悩みを抱える外国人が気軽に相談できる環境を提供するためにも受付の際に一律に身分証の提示を求めることは行いません。

最後に5ページ、15番目の意見をご覧ください。プランの該当ページは116ページでございます。

市民意識調査の回答者の居住区に偏りがあるため、他の方法による意識調査を実施することも検討した方が良いのではないかとのご意見でした。

こちらにつきましては、今後の計画策定や推進にあたり参考にさせていただきたいと考えております。

説明は以上となりますが、委員皆様方のご協力をお願いしまして私からの説明とさせていただきます。

○山下会長

ただいまの説明に対してご質問ご意見はありますか。

○武井委員

今回が最後ということで細かいことですが、たとえば8ページ9ページで令和元年度と令和1年度という表現が混在しているので、統一した方がいいと思います。

○事務局（岡野課長）

承知いたしました。

○山下会長

他にございますか。

松崎委員お願いします。

○松崎委員

生活保護受給者だけではなく、生活困窮者もコロナの後の借金の返済等々で大変な状況だと思いますが、政令指定都市としては生活保護率は低い方ですよね。

○事務局（岡野課長）

政令指定都市としては大体中間位の保護率です。

○松崎委員

この最終案、大変内容豊富ですが、どのように活用するのか伺いたいと思います。

○事務局（岡野課長）

今回のアクションプランにつきましては直近の法改正もありました。その中で前回副会長からのご意見いただきましたが、庁内の連携も重要になってくると考えています。

先程説明の中でも申し上げましたが、コロナということも間にありました。その中で庁内関係各課の取り組みを改めて洗い出しをし直しました。その結果、本来第2期の時点でもすでに取り組みが行われている内容が新たに掘り出されて、そういった実施している、あるいは実施しようとしている取り組みが多々確認されましたので、その内容についてこの計画期間の中での着実な実施、それからこれまでその存在を知らなかった取り組みの内容を関係各課の中で十分共有が図られること、またこれをアクションプランの中で記載したことによりまして、市民の皆さんの目に触れ、それぞれの取り組みがこの貧困対策アクションプランの中でも取り組みの一環として行われ、地域とのかかわりの中で取り組みをさらに進めていくといった活用の仕方を考えています。

○山下会長

他にございますか。

このアクションプラン自体は審議会の皆様にご意見いただいて策定されるというよりは、後ろのページに書面開催と書いてありますけれど、行政の中でつくられたものについてこの分科会の中で了承していくものとなっていますが、貧困対策が身近なものになってきているというか、特別なことでなく誰にでも起こりうるぐらいの意識がある中で、3期目の今回の法改正を受けた向こう5年間の計画策定の資料に当たっては、このまま了承するという流れをこの会議で組むことが目的なのですが、たとえば76ページのNo8、No10でこころと命の相談室における支援やこころの電話の現況と、向こう5年までの取り組みのメッセージ性が薄いと気になりました。この策定はもしかすると中間見直しをすることによって、外の意見をしっかり聞くというようにしつらえていかないと、先ほど松崎委員がおっしゃったようにどのように活用するかといった点で脆弱になる可能性が見えてきてしまいました。

第1期第2期は面的にしっかり進めることに意味があったのですが、各課の状況をまとめて5年後の方向性を意識する46ページ以降、中身が少し気になる部分が出てきて、これが公表されていくことになると、市民の目もそうした目で見てくると思います。

たとえば78ページの「引き続き」と書いてあるところは、あまり変える気がないと見えてしま

うので吟味しなければいけないし、79ページの17番の「スクールソーシャルワーカーの配置も拡充していきます」と書いてあるけど、どのような方向にどのような形で拡充すると書いてないことからすると、常駐型が必要なのか、派遣型か巡回型なのかとか、そうしたことについて実際にご覧になる方は気になるかもしれません。

84ページのNo10の「市営住宅にお住まいの収入が減少した方に対し、家賃減免による支援を行う」は当たり前でなければいけないので、周知を図りますだけでいいのか、漏れがないように拡充します、でなければいけないだろうし、86ページのNo14の「目指します」もいったい何を指しているのか少し悩ましいところ。そして90ページのNo2のコミュニティソーシャルワーカーの配置についても「開発されている状況を目指す」の主語は何なのか、No3の重層的支援体制の構築のところも「相談支援と一体的に実施する」と法律に書いてあることをそのまま書いてあるので、進んでいないという現況が書いてあるならいいけど、現況と目標が一致していないかもしれない等々出てきます。

94ページのNo6の生活支援コーディネーターが社会資源の入力をしていて、追加している情報が増えているということなのですが、現況はわかるんですが、11年度の目標の100件情報が増加していることと、目標がどのように整理されるか悩ましいとか、貧困対策アクションプランに関連する施策を網羅しすぎてしまった結果、各課の目標が貧困対策とどのように関連づいているかと、当該年度の予算組みと5年後に向けた意識構成が少し難しくなっているということは議事録に残して策定の見直しは少し考えた方がいいと思います。

最後に保護課に関連することだけ申し上げますけど、108ページのNo1の「本人の意思に基づいた支援を実施します」って当たり前のことなんだけど、本人の意思に基づいた支援を実施するという意味がどういうところにあるのか、109ページのNo4の「被保護世帯の進学等に関する高校中退率の減少を目指す」というのはいいことなんだけど、それと連動して110ページのNo5の「被保護世帯の学習・生活支援事業の参加申込率が、中学2・3年生の約20%程度にとどまっている状況」を5年後に30%にすると10%目指すだけでいいのか、子供系の団体からするともう少し何とかならないか、千葉市の議員の方も含めて、数値目標の管理については意見があるだろうなと思いますが、皆様から何か付け足しがあればいただいて、審議を終わらせたいと思いますがいかがでしょうか。

アクションプラン策定のスケジュールもあると思いますので、関係各課の調整については事務局にお預けするという形で、最終案について承認するというところでよろしいでしょうか。

事務局はそれでいいですか。

○事務局（岡野課長）

はい。ありがとうございます。

○山下会長

それでは元号とか修正することは当然のこととして、できる限り修正することで、事務局に一任ということでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議題は以上になりますが、千葉市長から諮問を受けました「第3期千葉市貧困対策アクションプラン」は、最終案を一部修正のうえ承認し、その旨千葉市長に答申します。

議題は、以上となります。

事務局の方で何かありますか。

○事務局（岡野課長）

委員の皆様におかれましては、ご審議いただき誠にありがとうございました。

ただいま会長からもご指摘いただきました通り、今回のプランは5年間の計画ですので、必要な中間見直しも含めまして、今後さらに内容につきまして検討させていただきたいと思っております。

私からは、今後の流れについて、簡単にご説明させていただきます。

まず、アクションプラン決定までの手続についてですが、パブリックコメント手続の実施結果については、既に公表しております。3月中に、計画策定について、本分科会でご審議いただきご承認いただいたという結果を市長に答申し、本市として正式に決定いたします。

その過程の中で先ほど会長からもありましたが、必要な部分の修正はさせていただきたいと思っております。

また、計画書の配布については、5月頃を目途に作業を進め、委員の皆様をはじめ、社会福祉協議会地区部会、町内自治会、民生委員の皆様など、地域で活躍されている方々に広く配布する予定としております。

説明は以上になります。

○山下会長

その他何かございますか。特になければ事務局にお返しします。

○事務局（岡野課長）

ありません。

○事務局（前田主査）

山下会長、ありがとうございました。最後に、事務局から3点ほど連絡事項がございます。

1点目は、本日の委員報酬について、でございます。4月下旬頃までにご指定の口座にお振込させていただき予定ですが、千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目は、会議録の取扱いについて、でございます。

本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。

その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録として確定し、市ホームページ等で公開いたします。

最後に、配付資料の取扱いでございます。

地域福祉計画の冊子につきましては、机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

次回の分科会につきましては、決まり次第、通知をお送りさせていただき予定ですので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。